

学校法人上智学院  
上智大学短期大学部  
機関別評価結果

令和4年3月11日  
一般財団法人大学・短期大学基準協会

## 上智大学短期大学部の概要

設置者 学校法人 上智学院  
理事長 佐久間 勤  
学 長 山本 浩  
A L O 永野 良博  
開設年月日 昭和 48 年 4 月 1 日  
所在地 神奈川県秦野市上大槻山王台 999

<令和 3 年 5 月 1 日現在>

### 設置学科及び入学定員（募集停止を除く）

学科	専攻	入学定員
英語科		250
	合計	250

### 専攻科及び入学定員（募集停止を除く）

なし

### 通信教育及び入学定員（募集停止を除く）

なし

## 機関別評価結果

上智大学短期大学部は、本協会が定める短期大学評価基準を満たしていることから、令和4年3月11日付で適格と認める。

## 機関別評価結果の事由

### 1. 総評

令和2年7月14日付で上智大学短期大学部からの申請を受け、本協会は認証評価を行ったところであるが、評価の結果、自らの掲げる教育理念の実現及び教育目標の達成に向けて順調に進捗しており、本協会が定める短期大学評価基準を満たしていると判断した。

上記の判断に至った事由は、おおよそ次のとおりである。

建学の精神として「上智の精神」を掲げ、カトリシズムの精神を礎に、法に基づいた公共性を有しており、人材養成を行うための方針を、「教育上の方針」として確立し、学内外に公開している。

「教育上の方針」をカリキュラムマップに反映させて授業を実施すると共に、教育目的・目標に基づく人材養成が、地域・社会の要請に応えているかどうか点検している。

学習成果をシラバス内の「到達目標（学修成果）」として定め、履修要覧、大学案内、及びウェブサイト上に掲載し、見直しのあった際はシラバス内に反映させている。

三つの方針は、「三つの方針改定ワーキング・グループ」により一体的に策定している。卒業までに獲得する能力を定め、授業を実施している。

毎年、「カリキュラム（教育課程）アセスメント」等を実施して、多様なデータを基とした分析を行い、改善を行っている。自己点検・評価は、これらのアセスメントをもとに実施し、自己点検・評価報告書としてウェブサイト上で公開し、学校法人が設置する高等学校以外との高大接続会議や合同研修及び地元自治体において外部評価も行っている。

卒業認定・学位授与の方針と教育課程編成・実施の方針は、体系的に編成されている。科目ナンバリング、履修要件をシラバスで明示し、教養教育と専門教育との関連が明確となっており、学生が適切な順序で履修を進めることが可能となるよう配慮している。入学者受入れの方針は、ウェブサイト及び学生募集要項に明確に示されている。ルーブリックを用いた教養力の測定、卒業生（卒業時）アンケートの分析や卒業生の進路状況もアセスメントの一環として行い、改善のために活用している。

カリキュラムマップ及び「学習成果獲得の観点」を作成し、全ての科目の「到達目標（学修成果）」が、シラバス内で具体的に示され、アセスメントによる量的・質的データを用いた学習成果の獲得状況を測定する仕組みを持ち、ポートフォリオを学生指導に活用している。

学生の授業評価に加え、学生代表が教員と意見交換を行う「学生FD」も実施され、統一されたシラバスの作成など教育改善に生かされている。

専門委員会が設置されており、様々な奨学支援制度があり、学生の生活支援、活動支援、

健康管理の体制は十分に整えられている。

教育課程編成・実施の方針に基づき、適切に専任教員と非常勤教員を配置しており、教員の採用、昇任及び教職員の就業に関する諸規程は、法令にのっとり適正に対応している。教育・研究の推進等のための教員個人評価制度を導入し、FD 及び SD 活動を実施し専任職員の人材育成強化と適切な人事管理を行っている。

校地・校舎の面積は、短期大学設置基準を充足し、機器・備品類は、必要な種類及び数を備えている。

技術的資源として、学生用パソコンを配備し、ヘルプデスク担当者が常駐して、教員や学生の授業・学習支援を行っている。

財務状況は、短期大学部門では過去 2 年間、経常収支が支出超過となっているが、学校法人全体では収支の均衡がとれており、収益事業及び資産運用についても適切に行われている。

理事長は、理事会を開催し、自ら議長となり、学校法人の意思決定機関として適切に運営している。理事の職務執行監督を目的とし、理事会に監事が出席し、適切に運営している。

学長は、学長の諮問機関として運営会議を設置し、運営会議委員は教育研究の重要事項等について学長の求めに応じ、意見を述べている。

監事は、寄附行為に基づき、適切に監査業務を行っており、適宜、理事長等に対し意見書を提出している。

評議員会は、理事の定数の 2 倍を超える数の評議員で組織され、私立学校法の評議員会の規定及び寄附行為により、理事長を含め役員との諮問機関として適切に運営されている。

教育情報と私立学校法に定められた情報は、ウェブサイトにて公表・公開されている。

## 2. 三つの意見

本協会の評価のねらいは、短期大学教育の継続的な質保証を図り、短期大学の主体的な改革・改善を支援することにある。そのため、本協会では、短期大学評価基準に従って判定される前述の「機関別評価結果」や後述の「基準別評価結果」に加えて、短期大学の個性を尊重し、その向上・充実を図る観点から以下の見解を持つ。

### (1) 特に優れた試みと評価できる事項

本協会は以下の事項について、高等教育機関として短期大学が有すべき水準に照らし、優れた成果をあげている試みや特長的な試みと考える。

#### 基準 I 建学の精神と教育の効果

[テーマ A 建学の精神]

- 地元の行政機関である秦野市との間に、連携協定を締結し、「秦野市・上智大学短期大学部 提携事業運営協議会」を毎年開催し、各種アセスメントの外部評価を依頼する等、秦野市の担当各部門、教育委員会と連携して継続的な提携事業を実施している。

[テーマ C 内部質保証]

- 自己点検・評価活動に高等学校等の関係者の意見聴取として、毎年、学校法人が設置する高等学校以外との定期的な高大接続会議や合同研修を行い、入学者受入れの方針の適切性等を協議している。
- 本協会による内部質保証ルーブリックにおいて一定のレベルを満たし、全教職員が内部質保証に取り組んでいる。

**基準Ⅱ 教育課程と学生支援**

[テーマ A 教育課程]

- 「ラーニングアウトカムズ（学修成果）アセスメント」や小論文の科目でのルーブリックによるアセスメントにより教養力及び専門力を測定し、卒業生（卒業時）アンケートや進路状況についてもアセスメントの一環として実施し、学習成果を測っている。
- サービスラーニングに様々な活動が準備されており、授業と並行して無理なく活動できるように工夫されている。また、授業をとっている学生だけでなく、ボランティアでの活動も取り入れて、多くの学生に活動の機会を与えている。

[テーマ B 学生支援]

- 学生代表が教員と意見交換を行う「学生 FD」を実施し、進路指導マニュアルにより学生指導の際の個人差が出ないような工夫をするなど、学生支援の改善策を立案し、実行している。

**基準Ⅳ リーダーシップとガバナンス**

[テーマ B 学長のリーダーシップ]

- 学長のリーダーシップの下、中・長期計画である「グランド・レイアウト 2.1」に基づき、入学者の安定的確保と学力の 3 要素による入学者選抜機能を働かせた入学者受入れの方針の素養を持った学生を獲得している。

**(2) 向上・充実のための課題**

なし

**(3) 早急に改善を要すると判断される事項**

なし

### 3. 基準別評価結果

以下に、各基準の評価結果（合・否）及び当該基準を合又は否と判定するに至った事由を示す。

基準	評価結果
基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果	合
基準Ⅱ 教育課程と学生支援	合
基準Ⅲ 教育資源と財的資源	合
基準Ⅳ リーダーシップとガバナンス	合

#### 各基準の評価

##### 基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果

建学の精神として「上智の精神」を掲げ、社会へ貢献し社会からの要請へ応えることを重視していることを示し、カトリシズムの精神を礎に、法に基づいた公共性を有しており、教育理念・理想に基づいた人材養成を行うための方針を、「教育上の方針」として確立し、履修要覧や大学案内等の媒体で学内外において表明すると同時にウェブサイトで公開し、学外のステークホルダーとも共有している。

毎年「コミュニティ・カレッジ公開講座」や英語教育支援サービスラーニング活動等の地域貢献活動、「秦野市・上智大学短期大学部 提携事業運営協議会」による秦野市との継続的な提携事業を実施している。

建学の精神に基づき、「キリスト教ヒューマニズム」、「英語発信力」、「国際性」の「三つの視点」と「教養力」、「言語力」、「専門力」の「三つの能力」を有する「教育上の方針」を確立している。また、教育目的・目標に基づく人材養成が、地域・社会の要請に込えているかどうか定期的に点検している。

学習成果をシラバス内に「到達目標（学修成果）」として定め、履修要覧、大学案内、及びウェブサイトに掲載し、毎年、全科目の担当者と内容を確認し、修正があった場合、シラバス内に反映させている。

三つの方針は、「三つの方針改定ワーキング・グループ」により一体的に策定している。「三つの視点」と、「三つの能力」といった卒業までに獲得する能力を定め、カリキュラムマップに反映させて授業を実施している。

自己点検・評価委員会を組織し、毎年、「カリキュラム（教育課程）アセスメント」、「ラーニングアウトカムズ（学修成果）アセスメント」等を実施して、多様なデータを基とした分析と改善を行っている。

毎年の自己点検・評価は、学習成果を焦点とするアセスメントの手法として、「ラーニングアウトカムズ（学修成果）アセスメント」を基に実施し、アセスメントの対象と手法は定期的に点検している。自己点検・評価報告書としてウェブサイトで公開し、学校法人が設置する高等学校以外との高大接続会議や合同研修及び「秦野市・上智大学短期大学部提携事業運営協議会」において外部評価も行っている。

## 基準Ⅱ 教育課程と学生支援

卒業認定・学位授与の方針は、学習成果に対応し、社会的・国際的なニーズに対応した能力を明確にし、どのような学習成果を得た学生に卒業を認定し学位を授与するのかを示している。

教育課程編成・実施の方針は、卒業認定・学位授与の方針に沿って策定されており、体系的に編成されている。

教育課程は、科目ナンバリング、前提科目等の履修要件をシラバスで明示し、教養教育と専門教育との関連が明確となっており、学生が適切な順序で履修を進めることが可能となるよう配慮している。さらに、教養力の測定を、ルーブリックを用いて実施し、その結果を次年度の改善につなげている。

ビジネス英語科目、教養科目、各種ゼミナールを通して、段階的に社会人基礎力の涵養につながるような体制が整えられ、「キャリア講座」では、就職希望者向けのものと同編入学希望者向けものを企画、実施し、進路決定に必要な情報を適切な時期に提供し、段階的に知識・技能を修得できるよう構成している。運営方法や改善策について定期的に検討している。卒業生（卒業時）アンケートの分析や卒業生の進路状況をアセスメントの一環として行い、改善のために活用している。

入学者受入れの方針は、ウェブサイト及び学生募集要項に明確に示されている。また、「英語科の入学者受入れの方針」は、複数の種類の入試を通して個別のルーブリックにより求める学力を客観的に測定した多用な選抜が行われている。

学習成果は、カリキュラムマップ及び「学習成果獲得の観点」で明確に示し、全ての科目の「到達目標（学修成果）」が、シラバス内で具体的に示されている。

学習成果の獲得状況を量的・質的データを用いて測定する仕組みを持ち、「ラーニングアウトカムズ（学修成果）アセスメント」、「ティーチングアウトカムズ（教育成果）アセスメント」において、アセスメントポリシーにのっとり GPA を活用した分析を行っている。

「就職先企業へのアンケート調査」及び編入学先の併設大学でのアンケート調査を実施し授業内容の改善や進路指導上有益な資源の共有につなげている。

教員は、シラバスに基づき学習成果の達成度を把握し、アドバイザー教員はポートフォリオを用いて学生指導をしている。学生の授業評価に加え学生代表が教員と意見交換を行う「学生 FD」も実施され、統一されたシラバスの作成など教育改善に生かされている。

入学手続者に対し、学びに関する情報提供として事前資料の送付や、入学者への様々なオリエンテーションを行っている。専任教員がアドバイザーとして学生に指導・助言をする体制があり、学習進度の異なる学生に合わせた対応が取られている。留学生の派遣は、提携関係を結ぶ海外の大学と行われ、学習成果の獲得状況も点検されている。

学生支援に関する各種の専門委員会が設置されており、様々な奨学金支援制度があり、学生の生活支援、活動支援、健康管理の体制は十分に整えられている。社会的活動は秦野市との間で活発に行われている。

進路指導・就職支援のための教職員の組織が整備され、キャリア講座やアドバイザー教員による個別指導が行われている。

### 基準Ⅲ 教育資源と財的資源

教育課程編成・実施の方針に基づき、適切に専任教員と非常勤教員を配置しており、教員の採用、昇任は就業規則、採用選考基準及び昇任基準に基づいて行われている。

専任教員は、教育課程編成・実施の方針に基づき教育研究活動を行い、業績をあげている。研究活動費、出講日、留学、国際会議、在外研究等の規程があり、研究活動に対する研究倫理教育、コンプライアンス教育も実施され、研究室が整備されている。教員間の意見交換の場として、FD ランチタイム・ミーティングがある。

事務センターは、各種学内規程に基づき、業務内容と責任が明確にされており、事務職員は、豊富なキャリアを持つ人材が適材適所に配属されている。「上智大学短期大学部 SD 方針・計画」により、定期的な学内研修等を実施し、「目標管理評価シート」を用いて改善へと結びつけるシステムが整備されている。

教職員の就業に関する諸規程は、法令にのっとり適正に対応しており、学内ポータルサイトで周知している。教育・研究の推進等のための教員個人評価制度を導入し、専任職員の人材育成強化と適切な人事管理を行っている。

校地・校舎の面積は、短期大学設置基準を充足し、機器・備品類は、必要な種類及び数を備えている。図書館は十分な蔵書数を備えている。

施設設備の維持管理は、関係法令及び諸規程に基づき、適切に実施されている。火災・地震対策、防犯対策は、諸規程及び消防計画に従い実施し、学生・教職員参加の火災・地震を想定した避難訓練を実施している。資源の再利用及び設備の更新時に省エネルギー機器の導入を推進し、施設の経年劣化対策として、継続的に修繕を行っている。

技術的資源として、PC 教室や、自習等に活用できるオープンルームなどの学生総合支援センターサービスラーニング部門に多くの学生用パソコンを配備している。また、ヘルプデスク担当者が常駐し、教員や学生の授業・学習支援を行い、学内の LAN 環境は整備されており、教員 ICT の授業は、多様な授業ツールを用いて行われている。

財政状況は、過去 3 年間のうち 2 年間、短期大学部門で経常収支が支出超過となっているが、入学定員は充足している。また、学校法人全体では収支の均衡がとれており、収益事業及び資産運用についても適切に行われている。学校法人全体の中・長期計画「グランド・レイアウト 2.1」において、短期大学の将来計画（全体計画、教学計画、学生支援、地域連携）が示されている。

### 基準Ⅳ リーダーシップとガバナンス

理事長は、建学の精神・教育理念、教育目的・目標を理解し、周知・浸透、及び学校法人の発展に尽力しており、理事会を開催し、自ら議長となり、学校法人の意思決定機関として適切に運営している。

理事会は、学校運営に関する最終的意思決定権を有し、全ての責任を負う機関として、法人運営に携わっている。理事は、寄附行為の規定にのっとり選任され、担当理事の掌理する業務を定め、外部理事は建学の精神を十分理解している。

学長は、諮問機関として運営会議を設置し、運営会議委員は教学研究の重要事項等について学長の求めに応じ、意見を述べている。運営会議で審議し、学長が決定したものは教



授会で報告され、教授会が審議すべき教育研究に関する重要な事項で、学長が最終決定を行うにあたり、教授会の意見を徴す必要があるものについては、必ず教授会の意見を十分に考慮した上で、最終決定を行っている。学長等は、学則及び教授会規程に基づいて教授会を開催し、教育研究上の審議機関として適切に運営している。

監事は、寄附行為に基づき、適切に監査業務を行っており、理事会、評議員会及び学院内主要会議に出席し、意見を述べるとともに、毎会計年度監査報告書を作成し、定められた期限以内に理事会及び評議員会に提出している。監事は、毎月監事会議を開催し、情報共有や意見交換を行い、協議の結果に応じて、適宜、理事長等に対し意見書を提出している。監事は、監事監査において明らかになった課題を「監事監査覚書」としてまとめ、例年6月に提出し、理事会から関係各署に対し改善策の検討が依頼されている。

評議員会は、理事の定数の2倍を超える数の評議員で組織され、私立学校法の評議員会の規定及び寄附行為に基づいて、理事長からの諮問を受けて適切に運営されている。

教育情報は、短期大学ウェブサイト内「情報公表」ページにて公表されている。私立学校法に定められた情報は、「情報公表」ページ及び学校法人のウェブサイトにて公表・公開している。